

## ◎被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十四年八月二二日法律第六三号)

### 一、提案理由 (平成二十四年五月一六日・衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

○小宮山国務大臣 たいいま議題となりました公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について説明いたします。

被用者年金制度の一元化について、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成二十四年二月十七日の閣議決定、社会保障・税一体改革大綱に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高

めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するため、厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金各制度を厚生年金制度に統一することを柱とし、所要の措置を講ずるため、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、厚生年金の被保険者の範囲を拡大して公務員と私学教職員を適用対象とし、各共済組合法で、共済年金に関する規定の削除等の所要の整備を行うことにしています。また、共済年金にあった遺族年金の転給制度を廃止する等の官民格差の解消を行い、加えて、加給年金等について、民間企業の期間と公務員等の期間を通算して加算することとしています。

第二に、保険料率について、平成二十七年から公務員と私学教職員の保険料率の段階的引き上げを法律に位置づけた上で、公務員については平成三十年、私学教職員については平成三十九年に、厚生年金の保険料率の上限である一八・三％に統一することにしています。

また、民間被用者や公務員等を含む厚生年金制度全体の負担と給付の状況を、年金特別会計厚生年金勘定に取りまとめ計上することとしています。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

第三に、事務処理を効率的に行うため、共済組合等や私学事業団も厚生年金事務の実施機関として活用することにしていきます。

また、共通財源である積立金に関する管理運用の基本的な指針の策定や、運用状況の公表、評価等は、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協力して行うことにしています。

第四に、共済年金にある公的年金としての職域部分は、この法律案により、廃止することになっています。一方、附則で、廃止後の新たな年金については、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域部分の廃止と同時に設けることにしています。

第五に、国民負担を抑制する観点から、税負担による追加費用を減額するため、恩給期間に係る給付について、二七％引き下げることになっています。ただし、財産権への配慮から、給付額に対する引き下げ割合の上限を一割とし、二百三十万円を下回る減額はしないといった措置を講ずることにしています。

以上のほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うことにしています。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十七年十月一日とされています。また、追加費用等の減額については、公布の日から起算して一年を超えない範囲で、政令で定める日としていま

す。

以上、二つの法案の提案理由とその内容の概要について説明いたしました。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

………(略)………

## 二、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委

### 員長報告(平成二十四年六月二十六日)

○中野寛成君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の六法律案の概要について申し上げます。  
………(略)………

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするものであります。

………(略)………

以上の法律案のうち、内閣提出の、年金制度改革関連二法案は去る五月八日に、子ども・子育て支援関連二法案及び総合こ

ども園法案の三法律案は五月十日に、税制改革関連二法案は五月十一日に、それぞれ本会議において趣旨説明が行われ、本委員会に付託されました。

本委員会においては、内閣提出の七法律案について、五月十六日、小宮山厚生労働大臣兼少子化対策担当大臣、安住財務大臣及び川端総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十七日から質疑に入り、野田内閣総理大臣出席の総括質疑、集中審議を行ったほか、テーマ別質疑、全般質疑を行い、六月四日には福島県及び兵庫県において地方公聴会を開催し、八日には参考人から意見を聴取し、十二日及び十三日には公聴会を開催いたしました。

.....(略).....

同日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案により、年金機能強化法案に対し、低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定等を削除すること、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の対象となる者の月額賃金の範囲等を「七万八千円」から「八万八千円」に改めること、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度の実施に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること等を内容とする修正案が、被用者年金一元化法案に対し、年金機能強化法案等に対する修

正に伴い、必要な技術的な修正を加える修正案が、子ども・子育て支援法案に対し、「教育・保育施設」を認定ことも園、幼稚園及び保育所とし、市町村は、支給認定に係る小学校就学前子供が、市町村長が確認する教育・保育施設から教育、保育を受けたときは、当該保護者に対し、施設型給付費を支給すること等の修正案が、子ども・子育て支援法及び総合こども園法整備法案に対し、本案の全部を修正し、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とする修正案が、消費税法等改正案に対し、所得税法、相続税法等の一部改正に係る規定を削除するとともに、低所得者に配慮する観点から、給付つき税額控除等及び複数税率の導入について総合的に検討する旨の規定を追加するほか、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することを追加する等の修正案が、地方税法及び地方交付税法改正案に対し、消費税法等改正案に対する修正案と同様に、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することを追加する等の修正案がそれぞれ提出され、提出者を代表して、長妻昭君、西博義君及び野田毅君から各修正案の趣旨の説明を聴取りました。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

同日、各法律案及び各修正案を一括して議題とし、全般質疑を行い、また、野田内閣総理大臣出席のもと、二十五日に集中審議、本日、締めくくり質疑を行った後、総合ごども園法案を除く各法律案及び各修正案について質疑を終局いたしました。次いで、社会保障制度改革推進法案及び消費税法等修正案に対する修正案について内閣の意見を聴取しました。引き続き、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、内閣提出の六法律案についてはいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、社会保障制度改革推進法案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(略)

本委員会においては、約百二十九時間にわたり、慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。この際、御協力いただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年六月二二日)

○長妻委員 ただいま議題となりました両修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明

党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

(略)

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の趣旨は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えることであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員

員長報告(平成二四年八月二〇日)

○高橋千秋君 ただいま議題となりました八法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を

確保するため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、年金機能強化法案等に対する修正に伴う必要な技術的な修正が行われております。

……………(略)……………

委員会におきましては、八法律案を一括して議題とし、政府から年金機能強化法案外五法律案の趣旨説明を聴取し、社会保障制度改革推進法案について、発議者を代表して衆議院議員長妻昭君より、認定こども園法改正案について、発議者を代表して衆議院議員池坊保子君より趣旨説明を聴取した後、年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員長妻昭君より、子ども・子育て支援法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法関係法律整備法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員和田隆志君より、消費税法等改正案及び地方税法及び地方交付税法改正案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員野田毅君より、それぞれ衆議院における修正部分の説明を聴取いたしました。

また、野田内閣総理大臣、関係大臣、発議者及び修正案提出者等に対して質疑を行ったほか、参考人からの意見を聴取するとともに、愛知県及び栃木県に委員を派遣しての地方公聴会並びに公聴会を行いました。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

二三五

委員会における質疑は、社会保障と税の一体改革の意義、今後の公的年金制度及び高齢者医療制度の検討方策、社会保障制度改革国民会議の委員の人選及び運営方法、被用者年金一元化に伴う積立金仕方方法等の妥当性、幼保連携型認定こども園への移行を促進するための支援、子ども・子育て支援のための財源確保策、幼稚園教諭及び保育士の処遇改善の必要性、就学前の子どもに対する教育の向上策、消費税率引上げの前提としてのデフレ脱却の必要性、成長戦略並びに事前防災・減災等に係る規定を附則に追加した趣旨、低所得者対策として消費税に軽減税率を導入する必要性、再分配機能の強化に向けた所得税や相続税の累進性の在り方、引上げ分の地方消費税収等を社会保障財源化することの妥当性等、多岐にわたり熱心に行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、八法律案について討論に入りましたところ、国民の生活が第一を代表して姫井由美子委員、みんなの党を代表して桜内文城委員、日本共産党を代表して田村智子委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員、みどりの風を代表して亀井亜紀子委員よりそれぞれ反対、民主党・新緑風会を代表して金子洋一委員、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して石井準一理事、公明党を代表して竹谷とし子委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

一三六

討論を終了し、順次採決の結果、八法律案はいずれも多数を  
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。